



みつは

笠間市立友部中学校
学校だより 第60号
令和7年2月28日(金)
みんなで取り組もう3あッブ
あいさつ あとしまつ ありがとう

3年生 県立高校入試に臨む

2月27日(木)茨城県の県立高校入試が行われました。27日には一般入学学力検査(国社数理英)28日(金)は特色選抜、共通選抜実技検査が行われます。3年生は1年間、自分のこれからの進路に向き合い、がんばって受験勉強に取り組みました。この期間の勉強は自分の学習法をじっくりと身に付けることができ今後、大学入試、就職試験、資格取得の試験に向けての勉強につながっていきます。ここから、卒業式までは一息つくところです。卒業式の練習、学年での行事等、残り少ない中学校生活を充実させてほしいと思います。



同日 1・2年生は実力テスト実施

【再掲載】SNSによる児童ポルノ/法違反

SNSを使用して、性的な画像や動画が送られて来たとき、**絶対に保管しない**。他の人に**転送しない**。大人に**相談する**。また、性的な**画像も送らない**など適切な対応をしてください。みつは第25号にも掲載した記事です。

【児童ポルノとは】

「衣服の全部または一部を着けない児童の姿勢であったり、ことさらに性的な部位(性器もしくはその周辺部、臀部または胸部をいう。)が露出されまたは強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」と定義されております。

① 単純所持 【所持罪】

児童ポルノの画像を所持、保管していた場合。【例】自分のスマホ、パソコン等に画像を保管している。

【例】LINEで送られてきた児童ポルノをフォルダーに保管した。

② 製造・提供【製造罪】

動画・静止画等撮影の方法により、児童ポルノを製造したり、第三者に提供したりする行為

【例】彼女に裸の写真を送らせた。自撮りで自分の裸の写真を送った。

③ 不特定多数への提供・公然と陳列【提供罪】

児童ポルノを不特定もしくは多数のものに提供し、公然と陳列した場合。

※公然：不特定多数に知れ渡る状態 陳列：人がその内容を認識できる状態

【例】インターネット児童ポルノの画像をアップロードさせ、第三者がダウンロードをすることが可能な状態をつくる。

【例】知り合いとなった人から(SNS上で会ったことのない人も含む)画像が提供され、その画像を拡散した。

1年生 国語 本の紹介



図書室前の廊下には1年生が国語の授業で作成した、私がすすめる本の紹介が書かれたポップを掲示しております。一目でわかりやすいようにイラストや強調文字、印象的な言葉を使い表現しており、読んでみたいなという動機にかられます。たくさんの生徒が読書に親しんでほしいと願います。